

大川水系外河川整備学識者懇談会開催要綱

(目的)

第1 大川水系，鹿折川水系，唐桑圏域，津谷川水系及び気仙沼圏域の河川整備計画の策定及び見直しについて，広く有識者からの意見聴取を行うため，大川水系外河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は次の事項について，意見聴取を行うものとする。

- (1) 大川水系河川整備計画に関する事
- (2) 鹿折川水系河川整備計画に関する事
- (3) 唐桑圏域河川整備計画に関する事
- (4) 津谷川水系河川整備計画に関する事
- (5) 気仙沼圏域河川整備計画に関する事

(構成)

第3 懇談会は，知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き，構成員の互選によって定める。

- 2 座長は，会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき，又は欠けたときは，副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は，知事が招集する。

- 2 知事は，必要があると認めるときは，懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は，宮城県土木部河川課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか，懇談会の運営に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は，平成28年3月31日限り，その効力を失う。

大川水系外河川整備学識者懇談会 構成員

	氏名	所属	専門
1	まの 真野 明 あきら	東北大学 名誉教授	河川
2	えなり 江成 敬次郎 けいじろう	東北工業大学 名誉教授	水質
3	いとう 伊藤 絹子 きぬこ	東北大学農学部農学研究科 助教	環境
4	ごうこ 郷古 雅春 まさはる	宮城大学食産業学部環境システム学科 教授	農業
5	ひらぶき 平吹 喜彦 よしひこ	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授	生態系
6	かとう 加藤 のりお のりお 宣夫	一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会 会長	地域活動

伊里前川水系外河川整備学識者懇談会開催要綱

(目的)

- 第1 伊里前川水系及び志津川圏域の河川整備計画の策定及び見直しについて、広く有識者からの意見聴取を行うため、伊里前川水系外河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

- 第2 懇談会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。
- (1) 伊里前川水系河川整備計画に関すること
 - (2) 志津川圏域河川整備計画に関すること

(構成)

- 第3 懇談会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

- 第4 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。
- 2 座長は、会議の進行を行う。
 - 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5 懇談会は、知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

- 第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部河川課において処理する。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

伊里前川水系外河川整備学識者懇談会 構成員

	氏名	所属	専門
1	まの あきら 真野 明	東北大学 名誉教授	河川
2	えなり けいじろう 江成 敬次郎	東北工業大学 名誉教授	水質
3	いとう きぬこ 伊藤 絹子	東北大学農学部農学研究科 助教	環境
4	ごう こ まさはる 郷古 雅春	宮城大学食産業学部環境システム学科 教授	農業
5	ひらぶき よしひこ 平吹 喜彦	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授	生態系
6	すがわら そういち 菅原 惣一	元気仙沼市 職員	地域活動

雄勝・牡鹿・女川圏域外河川整備学識者懇談会開催要綱

(目的)

第1 雄勝・牡鹿・女川圏域等の河川整備計画の策定について、広く有識者からの意見聴取を行うため、雄勝・牡鹿・女川圏域外河川整備学識者懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備計画に関する事
- (2) 定川水系河川整備計画に関する事

(構成)

第3 懇談会は、知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部河川課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

雄勝・牡鹿・女川圏域外河川整備学識者懇談会 構成員

	氏名	所属	専門
1	まの 真野 明 あきら	東北大学 名誉教授	河川
2	えなり 江成 敬次郎 けいじろう	東北工業大学 名誉教授	水質
3	いとう 伊藤 絹子 きぬこ	東北大学農学部農学研究科 助教	環境
4	ごうこ 郷古 雅春 まさはる	宮城大学食産業学部環境システム学科 教授	農業
5	ひらぶき 平吹 喜彦 よしひこ	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授	生態系
6	おおつか 大塚 友子 ともこ	公益社団法人みらいサポート石巻 職員	地域活動

坂元川水系河川整備学識者懇談会開催要綱

(目的)

第1 坂元川水系の河川整備計画の策定について、広く有識者からの意見聴取を行うため、坂元川水系河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇談会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

(1) 坂元川水系河川整備計画に関すること

(構成)

第3 懇談会は、知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇談会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、宮城県土木部河川課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

坂元川水系河川整備学識者懇談会 構成員

	氏名	所属	専門
1	まの 真野 明 あきら	東北大学 名誉教授	河川
2	えなり 江成 敬次郎 けいじろう	東北工業大学 名誉教授	水質
3	いとう 伊藤 絹子 きぬこ	東北大学農学部農学研究科 助教	環境
4	ごうこ 郷古 雅春 まさはる	宮城大学食産業学部環境システム学科 教授	農業
5	ひらぶき 平吹 喜彦 よしひこ	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授	生態系
6	しょうじ 庄司 由美子 ゆみこ	新坂元まちづくり協議会 理事	地域活動